

## 平成30年第2回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年2月16日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |           |
|-----|--------|-----|-----------|
| 議長  | 山本 正二  |     |           |
| 1番  | 倉増 知   |     | 3番 俵 薫    |
| 4番  | 伊藤 新司  | 5番  | 安部 好恵     |
| 7番  | 村上 浩一  | 8番  | 石田 健治郎    |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生     |
| 13番 | 武藤 康志  | 14番 | 縄田 善博     |
| 16番 | 伊藤 太一  | 17番 | 馬屋原 眞一    |
| 19番 | 山本 正二  |     | 18番 桑原 正彦 |
- 4 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 大石 洋典 | 瀧山 勝弘 |
| 中野 修  | 野尻 渉  | 松田 康浩 |
| 山縣 正明 | 吉村 徹  |       |
- 5 欠席農業委員
- 2番 宮崎 春夫
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- |      |       |    |       |    |       |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 安永 一男 | 主幹 | 中村 正寿 | 主査 | 篠田 淳也 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 30 年第 2 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名中、18 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日の欠席委員は 2 番、宮崎委員でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。7 番、村上委員。13 番、武藤委員。よろしくお願ひいたします。議事に入りたいと思います。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>修正箇所がございましたので差し替えということで議事目録の農地法第 4 条、現況証明の 3 件目から 5 件目の 18 ページにつきまして別途、差し替えをご用意させていただいております。申し訳ありませんでした。</p> <p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。譲渡人である●●●●●が申請地周辺を耕作管理し経営規模拡大の意思がある譲受人にたいし農地売買等事業の実施をするものでございます。続いて許可要件ですが第 1 号の全部効率利用要件についてですが、借地である耕作地につきまして全て耕作管理が認められます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は、これを満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1,000 m<sup>2</sup>以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件には該当いたしません。第 7 号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
7 番	7 番、村上です。2 月 7 日に山本会長、安部委員、石田委員、事務局 2 人で現地調査を行いました。場所は●●から●●に抜ける国道●●号線。●●の交差点から 4.5 km ぐらい行ったところに申請者の自宅があります。申請者は担い手の農地利用の集積を行い経営拡大を行っており問題はないと思います。以上です。

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
19番(推進委員)	推進委員の松田でございます。問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。私の方から簡単に追加補足をしておきます。この案件につきましては今回の申請者のお父さんから息子が田を買いたいという相談を私が受けまして●●●●を通してやるということで、あっせん事業の案件でございます。息子さんが今、耕作しておられる農地は梨園でございます。今まで闇で、お父さんが耕作管理をされていた農地を地主が譲り渡したいということです。簡単ですけど、そのような経緯の中での売買ということでございます。よろしくお願いいたします。それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
14番	意見ではありませんが面積の単位はなんですか。
議長	m <sup>2</sup> です。議案書の面積は間違いではないですか。事務局どうでしょうか。
事務局	上から順番に申し上げます。1,001 m <sup>2</sup> 、1,692 m <sup>2</sup> 、3,025 m <sup>2</sup> でございます。合計で5、718 m <sup>2</sup> になります。
議長	すみません。私も気付かなくて。ありがとうございます。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。最初に差し替えを事務局の方から言いましたが議案第2号につきましては差し替えの方で審議をしていきたいと思っております。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から4を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	4件朗読。

	<p>1 件目。申請者は市内に居住する無職の方でございます。申請地は●●●●●から北に3.5 km の位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地でございます。売電事業を行うため2箇所、急傾斜で転用が不可能な山林を挟んだ田畑に太陽光発電施設を設置するものでございます。上の段にございますのが畑地でございます、こちらのほうに最大発電出力1 2.7 7キロワットの発電施設1 区画を設置し残地につきましては現状の栗畑として管理されるということでございます。下の段になります田につきましては最大発電出力4 4.3 8キロワットの太陽光発電施設1 区画を設置するものでございます。この案件につきましては農地法第4 条第2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。申請者は市内に居住し農業を営まれている方でございます。申請地は●●●●●から北西に2.5 km の位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人の長男家族が戻り同居するため土砂災害特別警戒区域をさけて住宅を新築し駐車場2 台分を設置するものでございます。この案件につきまして農地法第4 条第2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3 件目。申請者は市内に居住し農業を営まれている方でございます。申請地は●●●●●から北に3.3 km の位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。体調が悪化し給排水の悪い申請地を管理することが困難になったため杉1,8 0 0 本を植え今後は山林として管理されるものでございます。この案件につきましては農地法第4 条第2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4 件目。申請者は市内に居住する無職の方でございます。申請地は●●●●●から北に3.2 km の位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。山際にあり鳥獣被害が度々ある申請地を管理することが困難となったため杉1 5 0 本を植え今後は山林として管理されるものでございます。この案件につきましては農地法第4 条第2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
5 番	5 番、安部です。1 番ですが水路等も関わっていないので別段、問題はありません。2 番ですが先程の説明の通り、息子さんが帰られて自宅前にある田に家を建てるということです。道路に接しておりまして周りは、ご本人の敷地ですので問題はないと思います。以上です。
7 番	7 番、村上です。3 番ですが場所は●●●●●から現地の手前から左に曲がって山奥の方に入ったところにあります。高齢で、なかなか出来ない。そして鹿、猪の被害にあわれるということで杉を植えたいということ。周りは山で迷惑はかからないと思

	<p>ますので問題ないと思います。4番ですが場所は3番とだいたい同じぐらいのところになります。これも周りが山で杉を植えたいということです。周りの田には杉を植えることによって影響はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
6番(推進委員)	<p>大石です。1番ですが安部委員より、ご説明がございました。特に私の方から追加等ございません。よろしくをお願いいたします。</p>
1 2番(推進委員)	<p>中野です。2番ですが安部委員が言われた通りです。よろしくお祈いします。</p>
3番(推進委員)	<p>鮎川です。3番、4番ですが当番委員の報告の通りで問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。3番、4番補足をさせていただきます。実は一部、圃場整備田に面している部分がございます。そこにつきましては除外申請の際に3m以上離して植林をするということです。その圃場整備田に面している部分につきましては、お互いの中で承諾書が交わされております。補足しておきます。委員の皆さんから何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
6番	<p>地図に山と書いてありますが山ということですか。</p>
議長	<p>山地番です。耕地番と山地番と大きくわけて2種類あります。山地番で農地ということです。</p>
6番	<p>その下の田には影響、問題はないのですか。周りが山になってしまっ。</p>
議長	<p>すでに杉がたっています。地目も山になっていると思います。</p>
6番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。申請者は不動産業を営まれている方でございます。申請地は●●●●●から南西へ300mの位置にある公共施設の近くにある第3種農地でございます。譲受人が運営に携わる山口県古民家再生協会を取り扱う古民家に残っております古物や古書等を保管するため既存の納屋を取得し納屋に接する畑地に譲渡人所有の物置を設置するものでございます。納屋につきましては、昭和49年に設置されており今まで手続きを行っていなかったことへのお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が、譲渡人より提出されております。物置につきましては、現在、近くにございます非農地の方に保管されておまして許可が出て移設される予定でございます。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
7番	村上です。1番ですが申請地は●●の●●●●から●●方向に100m行かないぐらいの所を左に曲がったところにあります。周りも宅地で狭い道路のところ農地としては不便ではないかと思えます。倉庫を建てられるのには問題ないと思えます。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
10番(推進委員)	瀧山です。説明があった通りで、補足説明はありません。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思えます。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から北西に3.9kmの位置にある田で平成28年に一時転用の許可を受けられております。内容でございますが電力会社から受注した送電線の張替工事の際、山へ資材等を運搬するためヘリコプターを使われますが、こちらの発着場と荷吊場、休憩場を設置するという事で一時転用の許可を●●●●●と●●●●●の建設共同企業体で平成30年2月28日までの一時転用ということで受けておられますが同様の工事の工期を2年後の平成32年2月28日まで延長し、この期間につきましては建設共同企業体のうち●●●●●のみで工事を施行するという事で今回の申請が提出されたものでございます。なお一時転用ですので工事完了後の原状回復誓約書が同時に提出されております。また転用目的、施行者業者等が変更ございませんので、この度は現地調査の対象となっております。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。地元委員で何か補足説明がございましたらお願いいたします。
7番	村上です。問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。初めての方もいらっしゃいますので計画変更につきまして若干お伝えをしておきます。計画変更で工事の変更等々、年間何件か出てまいります。それで何年ぐらいの延期を認めるべきかということで法律的には、きちんと定めた部分はございません。ただ普通に考えまして3回目ぐらいまでは致し方な

	<p>いでしょう。4回目になれば4回目にきちんとした誓約書をいただいて、それが出来ない時には原状復旧命令をつけてもいいのではないかとというのが県の方の考え方のようでございます。私的には2回目までは致し方ない。3回目の時には4回目には次出された時には現況復旧命令を受けますよという誓約書をいただきますよというぐらいの決意、指導を3回目からしていかなければ無理なのではないかなというふうにも思っております。県の方が3回ぐらいは多々ありますので致し方ないのではないかとということでございました。原状復旧命令ということになりますと元の地主に土地が戻ることになります。その時には、きちんと農地に戻すということになります。農業委員会がどのようにフォローすると言いますか問題が起こった時には考えていく必要があるというふうに思っております。4回目はあるけれど5回目はないよと。3回目で一回、釘を打っておいて4回目の時に出来なかった時には原状復旧をいたしますという誓約書を提出していただく。普通2年で出てきますので私達の任期が3年でございますので3回出てくれば6年になります。就任してすぐ出てきて1回目の延期願いは、それを許可した日に審議出来ますけれど2回目、3回目、4回目となりますと8年、10年というふうに年月が経ちますので、かなりうすらえてくるというふうにもなりますけど今、推進委員をやっている中野委員より再々、指摘がありました。問題のある案件もあるように思います。気にはしておりますけれど法的には何も書かれていないので、どのように扱ったらいいものかということで以前、県の考え方も聞いてくるというふうに言っておりました。推進委員さんが参加しておられますので皆さんにお繋ぎするという形で報告をしておきます。続きまして議事順位第5 議案第5号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から北東に2.1kmの位置にある農用地区域内農地でございます。こちらの畑地に太陽光発電施設を設置されるための除外申請でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>村上です。1番ですが申請地は県道から●●の方へ行き、それから約2km行った所にあります。周りは山、宅地、道を挟んでいるため問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>

25番(推進委員)	吉村です。当日、日にちを間違えまして出席出来なかったことを、まずお詫びいたしたいと思います。前もって現地に行って確認をしておきました。只今、説明された通りでございます。付け加えますと、この地権者は亡くなられて後継者もございません。よって、この土地について義理の弟さんが管理をしていらっしゃるようです。農地を太陽光発電施設にするのは、あまり好きではございませんけれども、このような事情からするとやむを得ないのではないかと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。私が現地に行った時の感じと言いますか思いを言わせていただきます。申請地の周りはほとんど宅地です。私が行った時に、ここは農地ですか？なんですか？転用されているようですがと、お尋ねしました。どういうふうな経緯があったか分かりませんが変わった形をしております。転用申請が出る時は全て有効利用で一体利用という形で出てくるのではないかとこのように思っております。申し添えておきます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定し当番委員の報告による協議結果を意見とし決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は協議結果を附して市長のほうへ送付いたします。続きまして議事順位第6 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 別紙につきまして農業委員会法第7条に基づきまして農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進について指針を定めるように努めなければならないとあります。この指針につきましては平成29年第12回総会、12月13日に開催されました全体会議。平成30年第1回総会において事務局から委員の皆様にご意見を求めたところでございます。議案の2ページから5ページまでは、この指針の目標また推進方法等とお示ししております。尚この指針につきまして承認後は美祢市のホームページで公表する予定でございます。また指針を定めた後、変更があれば、また農地利用最適化推進委員の意見を聞き変更することが可能でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。事前に配布出来ませんでしたので皆さん今、初めて見られたと思います。

11番	簡単でいいのでポイント的なことを説明してもらえますか。
事務局	<p>2ページ目から説明いたします。第2具体的な目標と推進方法。遊休農地の発生、解消につきましての目標でございます。平成35年4月現在の遊休農地の割合が0%を目標にしておりますので平成28年4月現在を基準にして0%になるようにしております。具体的な推進方法につきましては、まず1番目に農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について示しております。また農地中間管理機構との連携、非農地判断について、農地に関する財政支援施策の周知について、また遊休農地に対する農地活用方法について。これは農業会議から示された資料をもとに記載しております。続きまして担い手への農地利用の集積、集約についてでございます。1番目の担い手への農地利用集積目標でございますが平成29年4月現在を基準といたしまして目標、平成35年4月。これは面積の割合を80%としております。遊休農地の解消目標と同じく平成35年4月を80%と示されておりますので80%になるように計算して表に載せております。また参考として担い手の育成、確保につきましては農林課等に確認しましたところ平成31年、平成35年につきましても特に示されていないということで美祢市の人口をもとに計算したものを載せております。続きまして担い手への農地利用の集積、集約化に向けた具体的な推進方法でございますが、これも農業会議案に示されておりますように人・農地プランの作成、見直しについて、農地中間管理機構との連携について、農地の利用調整と利用権設定について、また農地の所有者等を通知することができない農地の取扱などひな形をもとに記載しております。また新規参入の促進につきましては毎年、農業委員会の方から示しております現状と目標についてを、参考に毎年新規参入につきましても1人0.1ヘクタール。法人につきましても1人0.1ヘクタールとなっておりますので、平成32年、平成35年につきましても同じ数字をあげております。説明は以上でございます。また昨年度から指針案ということで皆さんの意見を求めておりましたが特に意見がなかったということで変更なく今回の議案とさせていただきます。以上でございます。</p>
議長	ありがとうございます。よろしゅうございますか。
11番	分かりました。
議長	他に何か意見がございましたらお願いいたします。
9番	2番の担い手への農地利用の集積・集約についてですが(2)はないのでしょうか。

事務局	ご指摘いただきました内容につきましてですが今（３）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法のところが（２）でございます。訂正させていただきたいと思います。
12番	これに予算はどのくらいついているのですか。
事務局	この指針につきましては予算をつけて行う事業ではありません。これは新しく組織された農業委員会が農業委員会法第7条で指針をつくりなさいという法律上に示されたことを、この度行うわけでございます。農業委員会法でやりなさいと言われていることをやるだけなので予算はとっておりません。
12番	具体的なことは出来ないということですか。
事務局	具体的なことは4月から5月頃に全体会議、農業委員さんと推進委員さんが集まっていたいて、その時に平成30年にこういうことをやろうかということで、これからの活動を示そうと思いますので、その時に指針をもとに、どういうことをやるかという活動を行うために、この指針を示します。この内容については次の会議の時に活動予定を示そうと思います。すみません。説明がおかしくなりました。
議長	農業委員会は色々な面で、このような指針を出します。農業委員会法の中で農業委員がやるべき仕事、推進委員がやるべき仕事というふうな形にとっていただけたらと思います。それで逆に言えば農業委員の仕事なんだということで、それは農業委員としての報酬をいただいております。確かに私に言わせれば農業委員さんは見た目よりはハードな仕事が非常に多いです。予算措置をしてくれとって言えば、それは農業委員会の報酬として払っておるので活動して当たり前だというのが、いろんな所のご意見でございます。そういう中で今回、一昨年から農水省の方が助成の援助をしてくれるというふうなことで山口県内では美祢市が一番最初に取り入れたうえに事務局は今、大変な目にあっております。また後で、ご意見をお伺いしようと思います。よろしく願います。
18番	指針だからいいのかもしれませんが、この地域は高齢化と人口減少で遊休農地がまったくないということで0%とありますが目標ということでいいのですか。

議長	私的にも出来るはずがないと自信を持って言える数字が出ております。ただ国が、この目標を掲げてやれというふうな形でのお達しでございますので出来ないからといって無視するというわけにはいかないもので、こういうふうな数字になっていると思います。美祢市で担い手が80%農地を管理するというのも難しいと私は思っております。
8番	注2に書いてありますが地域ごとに目標を整理する必要があると書いてあると思いますが、そのへんは設定していく必要があるのですか。
事務局	地域ごとの設定については可能だと思います。よその町とかで山間部と海が近いとかいう所は分けて目標を示されている所もあったと思います。必要であれば来年度の指針ということで改正することは可能でございます。
6番	担い手の参考のところの数字は認定農業者の内訳なのですか。この表の意味することが分かりません。
事務局	一番目に認定農業者等書いておりますが、これは担い手の中の認定農業者、新規就農者、基本構想水準到達者、その他の集落営農組織と横並びという考えでございます。この認定農業者等というのは私も確認しましたところ記載ミスです。担い手という表現で、その中に4つの項目があります。
議長	岸委員の質問は、この中の基本構想水準到達者というのはどのようなことかと聞かれたと思います。
6番	担い手の中に基本構想水準到達者というのを初めて聞きました。今まで認定農業者、新規就農者、集落営農の3つしか聞いていなかったのが基本構想水準到達者はどういうものかと。
議長	私的に言えば労働時間、休みとかの協定を結んで一人当たりの所得が290万円以上ということですから美祢市にはないと思います。それが美祢市の基本構想の中に書かれていると思います。一人当たり290万円というのが所得の最低水準だと思います。その次の労働時間というのは家族協定だと思います。認定農業者ではないけれど家族協定をしているということで昔、認定農業者の場合は面積に下限がありました。これ以上やらないと認定農業者にはなれないと。最近は若干、緩和されています。
6番	認定農業者等の中に基本構想水準達成者があったので。これを意味することは何なのか。要するに農業従事者で、それなりに水準

	をもっている人がいるという認識であればいいのですか。
議長	先程、事務局長が言いましたように認定農業者等の所が担い手に訂正したらいいと思います。余談になりますが色々な所に視察に行つて話をしますが経費を引いて、そんなに所得が残るといふのは聞いたことはありません。むしろ借金は増えたけどといふ話ばかりです。
8番	ここで分からないのが主たる農業従事者。主たるといふのは、どういふ捉え方をするのですか。
議長	この場合は普通、2人でやつていて息子が増えて3人でやるか。その息子の嫁さんと4人でやつていふか。ところがサラリーマンも息子が手伝つていふといふのは、あくまでも手伝いなので主たるに入らないと思ひます。
12番	これは参考なので、このぐらいが参考ですよといふ考え方でいいのではないですか。
議長	美祿市の基本構想を作る時に、もう少し考へてほしいので農業委員会の会長になつた当時、2回か3回、農林課の方に申し入れしたことがあります。そしたら担当していふ職員が、これを変へるといふたら大変な仕事量が増えるので勘弁してよと。今まで国が言つてきて私達がつくつて誰もがこれでいいといふことになつていふものに年数だけ書きかへることだけにさせて下さいといふことで、ずっと同じものが続いてきていふます。絶対に出来ないので言つてきていふます。
12番	あくまでも参考といふ考え方ですので、いいのではないですか。
16番	みんな、それは分かつて言つていふます。あまりにもといふことで。
議長	一番問題になつていふるのは基本構想だと思ひますので基本構想については、また農林課の方に改定の時には意見を言つて改定するよふに申し出をします。
8番	最後のページの下限面積に別段の面積を設定してと、ありますが具体的に説明をお願いします。

議長	まだ少ない面積を設定しようということでしょう。美祢市で別段の面積を設定して一番下まで下げています。
8番	まだ下げるのかなというふうな気がします。
議長	下げられません。それをやって農水省から怒られましたので。
16番	これは、のけられるのならのけたほうがいいです。
議長	局長。のけた方がいいそうです。他によろしいですか。皆さんの意見を最大限いろんな所で活かして農林課の方にも申し入れをすると。それでは採決に移ります。今、皆さんが言われたことを重く受けとめて決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第7 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から北に2.1kmの位置で地番●●●●●番の畑に一部に隣の●●●●●番の雑種地を一体利用いたしまして農機具用倉庫としてユニットハウス2棟を設置するものでございます。次の●●●●●番の畑地には公道と畑地の段差を解消するため進入路を設置されるものでございます。この届出につきましては届出が必要と知らずに既に整地をしてしまったため工事を中断し届出を提出することにした顛末書があわせて提出されております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
5番	5番、安部です。事務局説明の通り農業倉庫としてユニットハウスを置く予定にしております。畑が道より高いため進入路を必要

	とするものです。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
14番(推進委員)	野尻です。特に周辺には影響ないと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員さんの方より何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようですので報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。隣接地の耕作者の方が耕作を希望されたため現在の貸付人と借受人の間で合意がなされて解約の通知が提出されたものでございます。利用権の方は4月1日付けで提出されておるようでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。地元委員、次も決まっておりますし問題ありませんよね。
12番	話は聞いていませんが次の方がいらっしゃるということで問題ありません。
議長	委員の皆さんより何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。次の案件も差し替えがございますので、ご注意をお

事務局	<p>願いいたします。</p> <p>議事順位第9 報告第3号 農地転用現況証明について議題といたします。番号1から5を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>5件朗読。</p> <p>1件目。申請は1筆。昭和45年頃から工場敷地として利用され現在の工場は平成7年に建て替えられたものでございます。</p> <p>2件目。申請は3筆。●●●●番●につきましては元々隣接する●●●●番●の宅地にあった住宅を昭和47年に移設し現存しております。●●●●番●と●●●●番●につきましては国道の側道整備によりまして分筆し残地となったものが昭和47年頃から宅地の一部として使用されているものでございます。</p> <p>3件目。申請は3筆。●●●●番●につきましては昭和58年耕作放棄後、雑木が生育している状況で残りの2筆、●●●●番と●●●●番●につきましては昭和44年頃耕作放棄し原野化したという理由で平成2年9月20日に非農地証明の申請があり平成2年10月8日に非農地証明を農業委員会から受けられておりますが未登記のまま資材置場として昭和58年以降使用されている状況でございます。</p> <p>4件目。申請は1筆。平成2年に申請がございまして同じく平成2年10月に非農地証明を農業委員会から受けられておりますが未登記のまま昭和58年以降、資材置場また駐車場用地として使用されておる状況でございます。</p> <p>5件目。申請は2筆。●●●●番●につきましては先の2件と同様、同年同日に非農地証明の交付を受けておりますが未登記のまま現在、資材置場また駐車場用地として使用されております。●●●●番●につきましては昭和58年頃耕作放棄後、雑木等が繁茂し山林と一体化している状況でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
5番	<p>5番、安部です1番ですが現在は材料置場となっております。2番ですが先程の事務局の説明の通り道路拡張工事などで家を移動させ、その時に家の前の田を庭として利用していらっしゃいます。管理はきちんとされていますので問題ないかと思います。3番、4番、5番は同じ場所になります。●●●●番●と●●●●番●が今回、新たに現況証明を場所であります。その他の地番は平成2年に非農地証明の交付がされたもので地目変更がなされていなかったため今回あがってきたものです。現況証明で変更された後は、きちんと地目変更をされるということでした。以上です。</p>

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
2 2 番(推進委員)	山縣です。1 番ですが別段、問題はないと思います。
1 4 番(推進委員)	野尻です。2 番ですが昭和47年頃、国道●●●号線の工事の際のことで特に問題ないと思います。3 番、4 番、5 番ですが資材置場、駐車場として20年以上使用されておりますので、これも問題ないかと思ひます。
議長	ありがとうございます。補足をしておきます。3 番、4 番、5 番ですが、もう一人ほど平成2年に現況証明を出された方がいらっしやいました。その方だけは、きちんと地目が変わっております。もしかしたら他の方もあつたのではないかと事務局の方で探すと申請が出ておりました。今度は証明が届いたら、すぐ地目変更していただくようお願いをしておきました。現況証明一つを探すにしても年数がありますので、すごい量を確認しないといけなかつたということです。今後、現況証明が出ましたら委員さんの方からも地目変えられましたかという声かけもしていただけたらなと思ひます。ご協力よろしくお願ひいたします。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	それでは特に発言もないようでございますので以上で報告第3号を終わらせていただきます。 続きますして議事順位第10 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。 事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 今回7件。●●●●●●●●●●、●●●●●、●●、●●●、●●●●●、●●、●●●●●●●●●●から提出がありました。 ●●●●●●●●●●以外の報告書につきましては平成29年中に未提出の法人が6件ありましたので提出をお願いいたしましたところ1月中に提出がありまして報告事項にあげております。尚、提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正であったことをご報告申し上げます。また、●●●●、●●●●●の売上高のところに実績と書いてありますが本来は第何期とかになっておりますので法人へ連絡いたしまして修正をしていただく予定でございます。報告は以上でございます。

議長	ありがとうございます。只今の報告事項について委員さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に意見もございませんようですので以上で報告第4号を終わらせていただきます。 続きまして、その他の項に入りたいと思います。農業相談がたくさんあったようでございます。報告よろしくをお願いいたします。
12番	12番、井町です。13日に雪が降りまして3名と聞いており大丈夫かなと心配しておりましたが朝早くから来られておりました。9時前から始めまして終わったのが1時前ぐらいでした。当番委員が旧美祢、美東、秋芳ですので今からの報告は安部さん、村上さん、私ですみませんが簡単に報告をさせていただきます。最初の方は中山間の事業をやっていたらっしゃいましたが高齢になりまして、なかなか事業が難しいということで2年前ぐらい前にお辞めになっております。昔は素晴らしく刈ってあって表彰もされたような地区でございますが高齢になって、どうにもならないのでどうしたらいいかということで大変悩んでいらっしゃいました。なかなか難しいということで最終的には俵委員さんに調整をいただきまして今からの方向を決めたいと。俵委員に電話をいたしまして本人は大変喜んでお帰りになりました。
5番	5番、安部です。2件目は昨年暮れに、ご主人が急に亡くなられ自分の所有の田の場所が分からないという相談でした。まだ相続の手続きが全くされていないので、まず司法書士さんの方に行かれて、ご家族の相続手続きをされたほうがいいのではないかとということを申し上げました。すると帰りにでも行ってみようということで相談は終わりました。以上です。
7番	村上です。3件目は61歳ぐらいの方で、まだ農業をやられて周りのことがよく分からないということでした。相談項目は15ぐらいありました。山と畑の畦畔の草刈り、山と田の畦畔の草刈り、県道・国道・農道の畦畔の草刈り、県道・国道の草刈りをする時に小石が車に当たった時の保障の問題と色々ありました。説明をして納得されました。そして中山間の方ですが、平成26年、27年頃まではそこは中山間でやられておったのを辞められて新たに中山間の方へ申請したいがどうかということをおっしゃいました。農林課の方に立ち合ってもらい、補助金の問題、今から申請するうえでの手続き等も理解されておりました。その他では犬の散歩で糞をした場合の処理の問題。人糞を田畑にまくのは、いいのか悪いのか。担当課に電話をして回答をいただきました。それは問題ないが周りに迷惑をかけないような方法でやって下さいということでした。他には水利権。周りの田の人と相談しながら勝

議長	<p>手に他人の開け口を開けることは絶対にやめてくださいということ。主なことは以上です。</p> <p>ありがとうございます。ご苦労さまでございました。続きまして和解の仲介をお願いしましたけれど報告が、この中に入っております。まだ完全に終わったわけではございませんので文書で報告に代えさせていただきます。終わりましたら仲介委員の方より報告をしていただきます。空き家状況報告書をいうのを配っております。次の総会までに出来る範囲でよろしゅうございますので空き家の情報を寄せていただけたらというふうに思います。場所については番地については分からないことが多いので何番地まではよろしゅうございますが出来たらゼンリンの地図をコピーしていただいて、それが無理なら事務局の方に来られた時にコピーが出来るぐらいに位置的なものを把握してきていただけたらと思います。所有者の情報についてですが、ここについては分かれば書いてほしい。分からなければしょうがないです。近所の人に一声かけてもらったらと思います。分かれば書いて下さい。それと敷地内に入ると不法侵入だとか言われる可能性がありますので周りから見た感じでの建物の図表を書きたくたいというふうに思います。一番いいのは写真を写していただければ嬉しいのですが、これも無理であればそこまで強要はいたしません。その程度でよろしゅうございますので、ご近所にある空き家、倒壊しかけている空き家でもかまいませんから目に付いた空き家については全て報告していただけると助かります。よろしく願いいたします。</p>
8番	<p>全く管理されていない空き家をいうのか年に一回戻って管理されている空き家をいうのか。</p>
議長	<p>全てです。そこに人が居住していない家という意味です。</p>
12番	<p>例えば正月とか帰ってくるだけとかもですか。</p>
議長	<p>それもです。要は日常そこで生活が営まれていない。ただ別荘は別です。それ以外の所で、そこで日常生活が営まれていない家でよろしゅうございます。</p>
12番	<p>空き家を出したら持ち主に怒られるのではないですか。</p>
議長	<p>誰が出したとか、こちらは公表しませんので。後は地域振興課が情報を集めて、その後の調査についてはどのようにするかというのは地域振興課がやります。農業委員会はそのままでしません。</p>

8 番	別荘は別と言わると判断出来ません。
議長	例えばログハウスを山の中に建てて一年に2回から3回、戸を開けたりする管理人がいたりして近所の人に管理を任せて実際に静養のために帰ってくる所と一般的に空き家というのは皆さんの方で判断していただけたらいいと思います。
1 1 番	実は、この空き家の調査については地域の民生委員が調査しています。あえて私どもがしないといけないのですか。
議長	一つは新規就農者等々の移住も含めて農業委員会は農地を守る、新しい就農者を探すという意味で家を把握したいなというのも一つあります。そこに来た人が農業をしようと思えば納屋は別の所で確保しても出来ますので。昨年、東京の就農フェアに行ってきました。山口県に来て生活がしたいという人が結構います。その中で子供さん2人と、ご主人と奥さんが来られました。山口県に長期休暇をとって防府、徳山のあたりで生活されたけど、それでも嫌なのでもう少し田舎はないですかねという話でした。美祢市にいらっしゃいと言ったのですが防府、徳山はそういう人を受け入れられるシステムを持っています。短期でも家を貸してくれるんです。美祢市でそれをやろうと思ったらないんです。
8 番	私の地区にはお試し住宅が出来ました。
議長	それは一軒ですよ。それを待つのに3年も4年もかかったらどうするんですか。夏休みに来たいんだと。限られた40日しかないんです。お試し住宅もいいかもしれませんが一軒では無理なんです。浜田に視察に行った時に、そういう人達が来るための住宅がありました。移住してくる人達の体験のための住宅であり、移住してきた人達が3年間ぐらい生活が安定するための住宅です。そういうものがあるから人がたくさん入ってきているし振興していると思います。かすかな望みですが、かすかな望みでも求めていかないとこのままでは終わると思います。
2 5 番(推進委員)	参考までに発言させていただきたいと思います。私は現在、地区で空き家関係をやっておりまして昨年4月に3棟の空き家を市の方に登録をなさいと提案して市の方に協力いたしました。現在3棟全て入る予定になっております。新規就農が2名、新規就農の家族が2名それから現在、就職を探しながら家に入る予定でおるのが6名。現在3家族10名が、この3月には背景に来られる予定です。それにとまって1棟別に空き家を確保して短期滞在で、そこに住んで体験をして、この地に入ると決められた後に、

	<p>それが新規就農であるか等、話し合いをしました。現在、空き家を改造しております。そういうシステムを作って地域で取り組んでおりますと自然にあちこちから話があります。従って農業委員の皆さんが本気になられて、その地域で空き家を探して、その仲立ちをされれば地域の方は少なくとも農業委員さんが間に入られるということで貸す方の人も信用があって貸されますし来る方も、それなりに安心して来られるというふうに感じます。</p>
1 2 番	<p>私の地区には農業はされない方ですが入って来られます。</p>
議長	<p>体験で来る方が、みんないいとは言いませんけれど心配もあります。10家族きて3家族でも残ってくれば美祢市にとってはすごい大きな財産になります。無駄にはならないと思いますので、ご協力よろしくお願いします。無理な調査はされなくて結構でございます。事務局、今後日程等についてお願いします。</p>
事務局	<p>今後の日程についてお知らせいたします。第3回総会は3月19日の月曜日、午後2時からでございます。農業相談日は3月13日の火曜日9時からでございます。1件予約が入っております。美祢地区は石田委員さん、美東地区は伊藤美和子委員さん、秋芳地区は俵委員さんでございます。現地調査は3月8日の木曜日9時からでございます。担当委員は伊藤新司委員さんと宮崎委員さんでございます。日程については以上でございます。次に、お手元に資料をお配りしておりますが美祢市農業委員会農地利用最適化交付金事業事務処理についてということで資料をお配りしております。これは農地利用最適化交付金の実施要綱によって今、交付金をもらうように事務処理を行っております。要綱の中には詳しく農業委員会でのどのように事務を取り扱っていくかということとは特に示されておりません。これから交付申請をするなかで今まで提出していただいた活動報告とかの取り扱いについてを事務局内で整理したものでございます。県にも訂正とかありましたらお願いしますということで今日、回答をいただきました。言い回しが若干、変わっておりますので修正したものをお配りしようと思います。この中で主な事を説明いたします。署名を活動日誌にももらうようにしておりますが相手の同意を得ることが出来ないとか色々、理由があるかと思えます。もらえないという時はメモ書きでよろしいので相手から署名を拒否されたとか、そういうことを書いていただければと思います。それから活動時間ですが以前は報告書1件について1日の活動と想定しておりましたが実際には1時間未満とか1時間、2時間という活動が大半でございます。美祢市では行政委員の報酬が5千円と示されておりますので、この交付金の申請を行いますときに、この5千円を基準に申請します。1時間前後の活動時間を1日として取り扱って申請していかどうかということで県と相談しましたが各農業委員会で判断して下さいということでありましたので、今後、国とか県また会計検査で説明をしなければいけないので他の自治体で日額報酬の取り扱いについてどうしているかと調べたところ、だいたい4時間前後が日額報酬の減額の対象となっているところがありましたの</p>

議長

で、それを参考に4時間未満は0.5日、4時間以上は1日と計上すると考えております。あくまで、これは交付申請をする時の基準の金額となります。また活動実績の交付金と成果実績に応じた交付金というのがありますので活動実績に応じた交付金の件数が増えて一人当たりの交付金額が下がったとしても成果があがれば成果実績分も付け加えられますので極端にお手元にお配りする報酬は下がるということはありません。成果が上げることが前提でございます。取り扱いについて、お示しをしておりますが用語の言い間違いとか変わると思いますので、また次回もしくは全体会議の時に、こういうふうに扱う。それと報告書の記載例。書き方が大変難しいと思います。それについて記入例とか作ってほしいと思います。次に農業委員会活動記録簿ですが、これに活動された日にちと時間、活動内容を表の中に仕分けして整理していきます。交付金対象となるのが農地法第6条第2項に基づく業務になります。これに該当すれば交付金対象となります。取り扱いについては、まだ整理段階でございますので気付き等ありましたら色々、意見等言っていただけたらと思います。交付金については以上でございます。

私の方からお願いが1件ございます。昨年11月から利用権設定の更新をしていただきました。今日の総会で一応、締めとさせていただきますので、まだ提出されていない人は提出をよろしくお願いいたします。以上です。

全ての議事が終了いたしましたので互礼を行います。

午後4時15分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成30年2月16日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

